

秘密  
厳守

相談・  
専門家派遣  
無料

事業主、労務担当者様

そのお悩み、ぜひ

# 専門家に「ご相談」

ください!

## ひとつでもチェックがつかますか?

- 年次有給休暇**5日間**の取得をしていない従業員がいる
- 1ヶ月に**45時間超残業**している従業員がいる
- 月60時間超の時間外労働に対する**割増賃金**を払っていない
- パートタイムに正社員と**同じ手当を支給**していない
- コロナ禍による、**テレワーク実施時の労務管理**が整っていない



ご都合に合わせた  
相談方法が選べる!

働き方改革の推進のため、中小企業・小規模事業者等を中心に就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様へ助言・提案などの相談支援を行います。

相談方法

- ① 企業訪問 (1社あたり最大6回)
- ② 電話・メール
- ③ センター来所
- ④ 出張相談会

## 神奈川働き方改革推進支援センター

TEL 0120-910-090

受付時間 平日 9:00~17:00

住所 〒231-0015

横浜市中区尾上町 5-77-2 馬車道ウエストビル 6F

MAIL hatarakikata@mb.langate.co.jp

FAX 0120-971-030

<http://神奈川働き方改革推進支援センター.site>

相談・セミナー情報詳細は、  
ホームページをご覧ください。

神奈川 働き方改革

検索



## 年次有給休暇の 確実な取得

大企業・中小企業とも 2019年4月～

## 時間外労働の 上限規制

大企業：2019年4月～／中小企業：2020年4月～

## 同一労働同一賃金

2020年4月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021年4月1日～

## 年次有給休暇の確実な取得とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、時季を指定して毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

## 時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

## 同一労働同一賃金とは

正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。



# 個別訪問申込書 FAX：0120-971-030



神奈川県働き方改革推進支援センター 宛 WEB 申込フォームはこちら ▶▶▶▶

事業場名				ご担当者 氏名	
所在地	〒 -				
連絡先	電話		E-MAIL		
	FAX				
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 ( ) ・ 令和 年 月 日 ( ) ・ 令和 年 月 日 ( )			<input type="checkbox"/> オンライン相談希望	※ 後日、日程調整のお電話を申し上げます。
相談内容 ✓をお付け 下さい	<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制 <input type="checkbox"/> 人手不足 <input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用 <input type="checkbox"/> 最低賃金制度 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 無期転換制度 <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金(非正規労働者待遇改善) <input type="checkbox"/> 生産性向上への対応 <input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し <input type="checkbox"/> 賃金制度全般 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価 <input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備 <input type="checkbox"/> 高度プロフェSSIONAL制度 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け <input type="checkbox"/> その他【				

### 【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：  
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和3年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について  同意する（チェックしてください）